

令和元年度第11回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和2年2月25日(火) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 第3会議室

開 会 令和2年2月25日(火) 午後2時

出席委員 14名

1 番 伊藤 正敏 2 番 酒井 温司 3 番 浅井 尊弘 4 番 八木 一広
5 番 中野 浩光 6 番 三宅 正恭 7 番 日下部錠一 8 番 岩田 房喜
9 番 石塚 芳政 10 番 後藤 正臣 11 番 林 秀雄 12 番 水野 格廉
13 番 石川 雄二 14 番 櫻井 重利

農地利用最適化推進委員 2名

早川 由信

堀田 啓

欠席委員 猪子 勝三

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 石田 隆

主 事 石塚 正己、日下部 鍊

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第19号 清須市農地利用最適化推進委員の募集等に関する規則の一部を改正する規則案

議案第20号 清須市農地利用最適化推進委員の募集

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請 …………… 4件

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請 …………… 1件

議案第23号 農地利用計画変更の申出 …………… 1件

(2) 報告案件

報告第24号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …………… 2件

報告第25号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …………… 3件

2 その他

会

長 こんにちは。

2月に入り、除々にですが、季節は春に向かって進んでいます。

しかし、まだまだ寒い日もありますので、体調管理に、十分注意してください。

では、改めまして只今から、令和元年度第11回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席議員は14名で、定足数に達していることをご報告いたします。

また、農地最適化推進委員は2名出席で、猪子 勝三委員より欠席の連絡を頂いております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は11番 林 秀雄委員と13番 石川 雄二委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第19号】

- ・清須市農地利用最適化推進委員の募集等に関する規則の一部を改正する規則案

【議案第20号】

- ・清須市農地利用最適化推進委員の募集

【議案第21号】

- ・農地法第5条の規定による許可申請 …………… 4件

【議案第22号】

- ・農地法第3条の規定による許可申請 …………… 1件

【議案第23号】

- ・農地利用計画変更の申出 …………… 1件

(2) 報告案件について

【報告第24号】

- ・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …………… 2件

【報告第25号】

- ・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …………… 3件

それでは、関連する議案ですので【議案第19号】 清須市農地利用最適化推進委員の募集等に関する規則の一部を改正する規則案 と【議案第20号】 清須市農地利用最適化推進委員の募集を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 はい会長。

議案第19号から議案第20号は農地利用最適化推進委員の公募に関する議案です。

はじめに議案第19号の清須市農地利用最適化推進委員の募集等に関する規則の一部を改正する規則案について説明します。

この議案は公文書における性別記載欄について、性的マイノリティの人権擁護の観点からその必要性を確認した結果、性別記載欄の必要性がないと判断したため、今回性別記載欄を撤廃する改正を行うというものです。農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う公募に合わせて3月2日を施工予定日としております。

続いて「議案第20号 清須市農地利用最適化推進委員の募集」を説明します。規則や要綱は、推進委員の募集についての基本的なルールを定めており、この議案はそれに基づき今回の募集について具体的に定めるものです。募集の期間は、3月中とし、申込みの方法など具体的に定め、広く周知するための募集要項です。

会長 何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として承認してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として承認することといたします。

続きまして、【議案第21号】 農地法第5条第1項の規定による許可申請4件について、24番から事務局より説明をお願いします。

事務局 1ページ目、議案21号、番号24をご覧ください。

申請地は、清須市春日上河原____、登記、現況共に畑で面積は____㎡です。

貸人及び借人は議案書のとおりです。分家住宅建築のための使用貸借権設定の転用になります。

申請者は、現在、____市の共同住宅において夫と子どもの3人で暮らして

おり、今回、将来を見据え実家の周辺で住居の検討をしました。申請者夫妻には自己所有の土地がなく、市街化区域の土地を検討しましたがなかなか見つからず、両親に相談したところ父が所有する申出地の利用を勧められ、本申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が 10ha 未満であることから、第 2 種農地となり、運用通知の オ- (イ) 周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のもに該当します。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、林委員ですが

林 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、25番、事務局に説明を求めます。

事 務 局 1 ページ目、議案 21 号、番号 25 をご覧下さい。

申請地は、春日焼田____、登記、現況共に畑で面積は____㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。分家住宅建築のための所有権移転の農地転用です。

申請者は、現在、____の妻の実家において義夫母と一緒に暮らしており、今回、将来を見据え実家の周辺で住居の検討をしました。申請者夫妻と両親には自己所有地がなく、市街化区域の土地を検討しましたがなかなか見つからず、実家周辺の土地所有者に交渉をした結果、本申請地を譲っていただけることになり、申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、_____より概ね 300m 以内の区域にある農

地です。農地区分は、「運用通知第2の1の(1) エ-(ア)-a-(b) インターチェンジなどから 300m 以内の区域にある農地」に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可となります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、私になりますが。

会長 特に問題ありません。

会長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、26番、事務局に説明を求めます。

事務局 1ページ目、議案21号、番号26をご覧ください。

申請地は、春日舟付____、登記、現況共に田で面積は____㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。駐車場設置のための所有権移転の農地転用です。

申請者の____は、____市に本社を置き、物品の配送を主な業務とする法人です。現在、清須市春日長畑に駐車場を借りていますが、地主の諸事情により早急に返還する必要があり代替地の選定が急務となりました。また業務の拡大に伴い従業員数が増加、貨物トラックの増車を予定しており、名古屋営業所付近にて駐車場として利用できる土地を探していたところ、申請地所有者より承諾を得ることができ、本申請に至りました

申請地は、市街化調整区域で、____より概ね 250m以内の区域にある農地です。農地区分は、「運用通知第2の1の(1) エ-(ア)-a-(b) インターチェンジなどから 300m 以内の区域にある農地」に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可となります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、櫻井委員ですが

櫻 井 委 員 パイプラインのある筆なので移設は必要だと思いますが、問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

事務 局 続きまして、27番、事務局に説明を求めます。
1 ページ目、議案21号、番号27をご覧ください。
申請地は、春日小塚西____、登記、現況共に畑で面積は____㎡です。
受人及び渡人は議案書のとおりです。住宅建築のための使用賃借権設定の農地転用です。
申請者は、現在、____市内にて夫と娘と暮らしており、今回、将来を見据え実家の周辺で住居の検討をしました。申請者夫妻には自己所有地がなく、市街化区域の土地を検討しましたがなかなか見つからず、両親に相談したところ父が所有する申出地の利用を勧められ、申請に至りました。

申請地は、水管、ガス管が埋設されている幅員4m以上の道の沿道の区域で、おおむね500m以内に____、____の2つの医療施設がある区域にある農地です。農地区分は「運用通知第2の1の(1) エー(ア)ーaー(a)水道、下水道、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4m以上の道等の沿道の区域で、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設がある農地に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可となります。
また、一般基準についても特段の問題はございません。
以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、林委員ですが

林 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、【議案第22号】 農地法第3条の規定による許可申請1件ですが、この案件については__委員が譲受人本人となっていますので、ここでいったん退室願います。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の番号4をご覧ください。

申請地は、春日野田町__で登記、現況共に畑で面積は__㎡です。

譲渡人を__様、譲受人を__様とする所有権移転の申請です。

高齢により耕作できなくなったため譲りたい__様と 一場公民館整備事業により畑が収容されるので、代替えの畑を所有したい__様からの申請になります。

__様 は、耕運機、トラクター、バインダー、軽トラを1台所有しており、従事日数は150日、経営面積は4,914㎡、通作距離は平均0.3km、平均通作時間は4分です。その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。

以上、説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。この案件は、石川委員に確認していただきましたが

石川委員 特に問題ありません。

会長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」とすることといたします。

それでは__委員に入室を認めます。

続きまして、【議案第23号】 農地利用計画変更の申出1件について、

事務局より説明をお願いします。

事務局 この案件は議案書のとおり清須市長あてに、農用地の利用計画変更の申出が提出され、農業委員会等に意見を求めるものです。

今回の申出は1件で、本日の意見をもとに愛知県知事に農用地からの除外の手続きをし、同意を得られた後許可申請を行うものです。

ご存知のとおり農用地の除外には、5つの要件というものがあり、

- ① 他の土地で代えることが困難なこと
- ② 農用地の集団化、農作業の効率化に支障がないこと
- ③ 農用地の利用集積に支障がないこと
- ④ 土地改良施設の機能に支障がないこと
- ⑤ 土地改良事業の完了後8年を経過していることがあげられます。

今回の申出地は、春日八幡地内記載の場所となります。

除外の面積は___㎡の内___㎡で、申出者の父親が所有者する農地です。将来を見据え実家の近隣において住居を構えるべく周辺にて数筆の物件を当たりましたが、契約に至らず、父親に相談したところ了解を得られましたので今回の申し出となりました。

初めにお話しました5つの要件は全てクリアーしております。

該当地は農用地の周辺部でもあり、また近隣にも分家住宅が建築されており、農地を分断することはありません。

農地区分は運用通知のオー（ア）－bで、エー（ア）－b－（a）の区域に近接する区域（目安として概ね500m以内）にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるもので、第2種農地となり、農地法の許可基準はイー（イ）－c－（e）に該当し「許可できる」と判断されます。

また、関連する他法令につきましても問題ないことを確認しています。

以上、説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、林委員ですが

林委員 特に問題ありません。

会長 他に何かご意見等ありませんか。

なければ、この案件について、本委員会として「意見なし」としてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ただいま「異議なし」の声がありましたので、この案件について当農業委員会として「意見なし」として回答いたします。

続きまして、(2) 報告案件に入ります。

【報告第24号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 では、読み上げさせていただきます。

番号 35、阿原神門____で登記田、現況畑です。

八木委員 特に問題ありませんが既に農地ではなかったため早めに農地転用を出すよう指導をお願いします。

事務局 番号 36、土田一丁目____で登記田、現況宅地です。

岩田委員 特に問題ありません。

事務局 農地法第4条第1項第8号の規定による届出については以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

続きまして、【報告第25号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 では、読み上げさせていただきます。

番号 103、寺野郷前____で登記、現況共に田です。

浅井委員 特に問題ありません。

事務局 番号 104、西田中蓮池____で登記、現況共に田です。

中野委員 特に問題ありません。

事務局 番号 105、土田郷上切____で登記、現況共に畑です。

岩田委員 特に問題ありません。

事務局 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

それでは、その他、へ移ります。事務局、何かありますか。

事務局 特にありません。

会長 それでは、次回の開催について確認します。

令和2年3月25日、水曜日、午後2時から、清須市役所南館3階 大会議室 にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。

以上で令和2年度第11回農業委員会を閉会します。

本日はご苦労様でした。

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「 番 地」、農地の地番は「 番」との表記で省略して記載しています